略

示番 号

令和五年一○月一八日の「遺棄」に当たらない

令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、

著しい不平等状態にあったとはいえ、員通常選挙当時、選挙区選出議員の

番

最高裁判所にお

いて関与した主要な裁判

令和六年七月三日

大法廷決定

項

示

項に違反する。

優生保護法中のいわゆる優生規定は、

優生規定に係る国会議員の立法行為いわゆる優生規定は、憲法一三条及び

為によって、国家で一四条

示

濫用したものとして違法となるとした(全員一致、補足意見付れない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを係る国家公務員法八六条の規定による行政措置の要求は認めら診断を受けている国家公務員がした職場の女性トイレの使用にき物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の

四四号に

より消滅

告

到底容

七 一令和六年六月二一日 第二小法廷判決二九条に違反しない(全員一致・補足意見付加・裁判長)。 一 令和五年一一月一七日 第二小法廷判決四号の規定は憲法一三条に違反する(多数意見)。 ないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあったとはいえ 政法人理事長の処分は、 ことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行 劇映画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けた 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一 令和五年一○月二五日 嫡出でない子は、 国民年金法等による老齢年金を減額する法律は、憲法二五条、 令和五年一二月一五日

違法である (全員一致・裁判長)。

告

て発生した損害賠償請求権が民法(平成二九年法律第 賠償法一条一項の適用上違法の評価を受ける。不法行

よる改正前のもの)七二四条後段の除斥期間の経過に したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し

第二小法廷判決

認することができない場合には、

裁判所は、

除斥期間

信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断

同条後段の除斥期間の主張をすることが信義

則に反し すること の主張が

反するに至っていたものということはできないとした(多数意著しい不平等状態にあったものとはいえず、同規定が憲法に違区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の

の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙

〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、

別表第三

令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙当時、

令和五年一○月一八日

大法廷判決

裁判長)。

ができ、

し、その立法行為は国家賠償法一条一項の適用上違法である(全旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反 めることができる(全員一致・補足意見付加・裁判長)。 胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、 令和六年七月三日

大法廷判決

生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐

認知を求

宗教法人とその信者との間で締結された念書により一令和六年七月一一日 第一小法廷判決権利の濫用として許されないとした(全員一致)。

一致)。 合には、信義則に反し又は権利の濫用として許されない(全員しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著

2

員一致)。

裁判官としての心構え

ています。
た裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思った裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」しい裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」したもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良 事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的

感しながら、職務に邁進しております。これからも、最常にながら、職務に選進しております。これからも、最初年一一月の就任以来、最高裁判所判事の職責の重さ

裁判官としての心構え

に本件を原審に差し戻した(全員一致)。

せるため

くさなかった違法があると判断して原判決を破棄し、宗教法人為法上違法であるとはいえないとした原審の判断には審理を尽

えを裁判所に提起しないことが合意されたが、

本件に

おいては 求等の訴 罔、強迫

項四号は憲法一三条に違反し無効であるとした(多数意見)。

大法廷判決

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条

大法廷決定

令和六年七月三日

優生保護法中の

又は公序良俗違反を理由とする返還請求や損害賠償請

このような不起訴の合意が公序良俗に反し無効であると判断

宗教法人の信者らによる献金の勧誘行為

が不法行

さらに、

者がそれまでにした献金につき、

宗教法人に対し、

欺

令和五年一〇月二五日

妥当な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。また、

護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、最高

裁判所の

裁判官としての心構え

与えたものに当たるとした(全員一致、補足意見付加)。クに送信した行為が刑法二四六条の二にいう「虚偽の情報」

の移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワ

不正に入手した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEM

第三小法廷判決

が信義則に反し許されないとした(全員一致)。

令和六年七月一六日

償請求権が民法(平成二九年法律第四四号による改正前のもの)

七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすること

条一項の適用上違法の評価を受け、これにより発生した損害賠項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法一

同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法合中のいわゆる優生規定が憲法一三条及び一四条

裁判の枠組みを越えて独善に陥らないようにすること。当事者双方の言い分に謙虚に耳を傾けること。

裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。

女性弁 公正で

ことを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合い

の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるも

のである

を日々実

多様性に貢献できるよう努めてまいります

最高裁判所判事 じま

昭和三三年九月一日生

あきら

最高裁

判所判事

みや

がわ

判事補に任官し、 大学法学部、コーネル大学ロースクール 高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済 L. M.)を卒業。 神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、 東京地裁、 甲 府家地裁、

東京

略

愛知県豊橋市生まれ。

昭和三五年二月

三日生

豊橋市立青陵中学校、

愛知県立時習館高等学

豊橋市立東田

小学校、

沊

東京大学法学部を卒業。

昭和五六年

四四月月

判事補任官 司法修習

閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官課、横浜地裁で勤務。 静岡地裁所長 (部総括)、 最高裁調査官、

> 四年 七年

七 四月

平成

五年

三六四四月月月月

弁護士登録

東京弁護士会)

司法修習生 校を経て、

六年

ニュー

日 |

ク州弁護士資格取得・ロースクール修了

 $\widehat{\mathbb{L}}$

М

昭和五九年

地裁判事

める。

平成

七年

四 月

昭和六〇年

四月

最高裁上席調査官を務

令和

三年

最高裁判事 大阪高裁長官 最高裁首席調査官 東京高裁判事

三〇年

七七一一二月月月月

二二八年

最高裁判所にお

いて関与した主要な裁判

令和五年一月二五日

大法廷判決

選挙区割りは、

憲法一四条に違反しない

(多数意見)。

小選挙区選出議員の

令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、

令和五年三月二四日

自室で出産し、

ル箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、

(全員一致)。

大法廷判決

死亡したえい児の死体をタ

オル

令和

元年

同月 六月

七月

刑法一九〇条

号

三年

〇月

一月

最高裁判所判事

第二小法廷判決

二五年 一七年 九年 二四月月 五月 財産政策部会(現

二二二九年年年 六 六 月 三月

四月 表彰)

三年

三〇年

三菱自 日弁連知的財産センター委員長 動車工業株式会社社外取締役

東京地方裁判所民事調停委員一般社団法人日本国際紛争解決セ

号

できず、同規定が憲法一四条一項等に違反するものということ法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということは別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲

挙法(令和四年法律第八九号による改正前のもの)一三条一項、

○月三一日施行の衆議院議員総選挙当時、

公職選

番

はできないとした (多数意見)。

令和五年七月一一日

第三小法廷判決

平成三一年度「知財功労賞」(経済 公益社団法人日本仲裁人協会理事 会委員

3

一一令和五年一月最高裁判所におい

月二五日

いて関与した主要な裁判

最高裁判所長官

財務省関税等不服審査会関税·知的 産業大臣

パナソニック株式会社社外監査役エステー株式会社社外取締役 財産分科

内閣存知的財産戦略本部有識者本部員日本商標協会理事(令和五年五月副会長)文部科学省文化審議会著作権分科会委員 慶應義塾大学法科大学院講師

経済産業省産業構造審議会臨時委員TMI総合法律事務所パートナー 知的財産分科会 委員知:

令和

六四元二二二 年年年年年年 八六九四三一月月月月月 最高裁判所判事 東京高裁長官 最高裁事務総長

研修所教官、

水戸地裁所長 最高裁刑事局長兼図書館長

に勤務。 判事任官 京地裁判事(部総括)を務める。 最高裁刑事局課長、東京高裁判事、 ·任官 以後、最高裁調査官、東京地 以後、

最高裁秘書課長兼広報課長、 東京地裁判 文 司 法

22@

外務省アジア局南東アジア第二課、在フィ ピン日本国大使館、京都地裁、最高裁(調査官) 東京地裁、最高裁刑事局、

都大学法学部を卒業。 兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、

最高裁判所長官 いま 崎 さき

ゆき

23®

昭和三二年一一月一〇日生 幸

最高裁判所裁判 第26回

午前7時▶午後8時 日投票時間

期日前投票期間 10/16(水)~10/26(土) 午前8時30分~午後8時

●期日前投票所によって投票時間が異なりますのでご注意ください。 ※ただし、竹富町の投票日は10月26日(土)です。 ※一部の市町村では、投票時間に変更がありますのでご注意ください。

3

15@

公示日

17₺ 18⊕

20

投票日

ので、この言葉を胸に精進していきたいと考えています。ところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思いますところですが、外生の難しい

必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、人生の難し

座右の銘は「継続は力なり」です。努力を継続したからとい

って、

りであると実感できました。

裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとお家でない方々の物事の見方や経験とを融合させて、より良い刑事裁判官という法律のプロの専門知識や経験と、裁判員という法律

視点を含んでいるものが多かったのです。裁判員裁判の目的は、

ですが、

裁判員の方々の意見には、

裁判官にはない物事の見方や

個別具体の案件に真摯に取り組んでいきたいと思います

裁判では、裁判員と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、被した。いずれの事件もみな大切な思い出となっています。裁判員は、どの裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感激しま

裁判長として、

これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、

裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判

告人が有罪であるかどうかという事実認定や量刑判断を行うわけ

示番

号:

裁判官として

平成一 昭和六〇年 略 三三年年 二七年 六二年 沊 八四〇四一三月月月月月月 四四月月 五月 判事任官 東京都、 裁判事 査官、 北米第二課、在アメリカ合衆国日本国大使館、判事補任官 以後、東京地裁、外務省北米局 東京地裁、 兵庫県神戸

判事補任官司法修習生 学部を卒業。

市立啓明中学校、 京学芸大学附属高等学校を経て、 区立江原小学校、 北海道札幌市で過ごす。 高等学文・圣・、・、北海道札幌南高等学校、東、、札幌市立幌西小学校、札幌、、札幌市立幌西小学校、札幌、 東京大学法

〇年

九月

総合外交政策局科学原子力課国際科

学協

昭和六三年

四四月月

司法修習

東京地裁、最高裁人事

23®

24₺

22@

を経て、 小学校、

京都大学法学部を卒業。

同池田中学校、

、同高等学校池田校舎 大阪教育大学附属池田

25⊕

大阪府大阪市生まれ。

室長

六月 四月

在フランス日本国大使館一等書記官

東京地裁判事、 東京地裁判事、最高裁刑事局参事官、 (部総括)を務める。 以後、佐賀地家裁判事、 最高裁情報政策課長、 最高裁調

佐賀地家裁に勤務。

前橋地裁所長 最高裁刑事局長兼図書館長

東京地裁所長東京高裁判事 最高裁判所判事 大阪高裁長官 (部総括)

令和

三年

五年

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。最高裁判所において関与した主要な裁判

すが、 職責の重さを十分に自覚した上で、 証拠を検討するという姿勢です。最高裁は最終審ですので、そのが二つあります。一つは、謙虚に両当事者の言うことに耳を傾け するなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。 分自身でいろいろ勉強したり、 バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自していますので、様々な視点や考え方をもって事件に取り組み、 つの事件に誠実に向き合っていきたいと考えています。 現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加 各種の研究会の成果を吸収したり 中立公正な立場から、 二つ目で つ 自

号 番 • 5

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和

元年一 六年

四〇月月

最高裁判所判事

特命全権大使国際連合日本政府代表部在勤

二九年

特命全権大使カナダ国駐箚兼国際民

間航空機

関日本政府代表部在勤

二八年年

月

九 六 〇 月 月 月

総合外交政策局長

アジア大洋州局長 国際協力局長 代表部在勤 二四年

一月

特命全権大使東南アジア諸国連合日

本政府

二三年 二年 二〇年

大臣官房審議官 大臣官房参事官 大臣官房総務課長 国際協力局政策課長

九七九九月月月月

九年

内閣総理大臣

秘書官

同公使

六 五年年

八八八月月月

経済協力局有償資金協力課長

在アメリカ合衆国日本国大使館参事

年

中近東ア

フリ

カ局アフリカ第一課長

違反し、 んできた経験を活かし、さまざまな声に謙虚に耳を傾けます。これまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官に 本における法の支配の維持、 理念に反し、到底容認することができず、同経過により消滅したものと主張することは、 経過により消滅したものと主張することは、著しく正義・公平の年法律第四四号による改正前のもの)七二四条後段の除斥期間の 項の適用上違法の評価を受けるとしたうえで、 まで、一〇条及び一三条二項)は、零優生保護法中のいわゆる優生規定令和六年七月三日 大法廷判決 裁判官としての心構え 権利の濫用として許されないとした(全員一致)。 における法の支配の維持、発展に貢献していきたいと表判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通 不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法 ≥上氧≒2)下肓・・・・○条及び一三条二項)は、憲法一三条及び一四4○条及び一三条二項)は、憲法一三条及び一四4○のののでは、ののののでは、ののののでは、のののののでは、ののののでは、ののののでは、 同主張は信義 権が民法(平成二九、本件各事件におい、本件各事件におい条人項に 考えてい日 として積 じて、 いながら、 則に反し

平成 昭和五六年 略 歴 八年

経て、

東京大学法学部を卒業。

口県生まれ。ラ・サー

ル中学校、

一高校を

外務省入省

市生まれ。その後、高知県高知市、

昭和三六年四月三日生

最高裁判所判事

最高裁判所判

事

ひら

き

博な

昭和三三年一

月四日生

番 号 示

いと思います。高裁判所の仕事の中でも貫いて、 るか、その事案で最も望ましい解決は何かということに悩み、考係を丁寧に検討することを大事にし、核心となる争点がどこにあ の地方裁判所及び高等裁判所での仕事で大事にしてきたことを最与した主要な裁判を掲げることができません。しかし、これまで え抜いて決断することに裁判官としてのやりがいと充実感を感じ 裁判を担当してきました。 てきました。最高裁判事に就任してから、まだ日が浅いため、 これまで、地方裁判所及び高等裁判所の裁判官として専心掛けていきたいと考えています。 双方当事者の主張に耳を傾け、 個々の裁判に取り組んで 証拠関 いきた ら民事 関

15ø

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。最高裁判所において関与した主要な裁判

誠実に向き合い、多角的・多面的な視点から考えて議論するようし、司法、裁判の果たすべき役割を意識して、一件一件の事件に 判断が国民生活や社会経済活動に与える影響の大きさに思 裁判官としての心構え 憲法と法律によって最高裁に与えら いものがあります。 最終審としての最高裁の 件一 判断の重みとその 非常に いを致

令和 六年 九月 令和 二二年 九月 令和 二二年 九月 一个和 二二年 九月 最高裁判所判事 東京高裁長官 最高裁事務総長 水戸地裁所長

東京地裁判事 課長を務める。

最高裁総務局長 (部総括)

判事、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報裁判所調査官、最高裁総務局課長、東京高裁部、大阪地裁に勤務し、判事任官後、最高裁策課国際平和協力室、国際連合日本政府代表外務省条約局、外務省総合外交政策局国連政

最高裁 なか 判所判 むら 事

愼

投票日

第26回最高裁判所裁判 官国民審査

17₺

午前7時▶午後8時 日投票時間

り良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨と判断していくことが重要だと思います。独善に陥ることなく、よう、いわば垂直方向からの位置付けも的確に認識した上で、考察・

の状況といった、水平面での検民の意識の変化を踏まえつつ、

水平面での検討だけではなく、時間の流れといいいまえつつ、現在における意見の分布や諸外国

基盤を有するものです。法の解釈に当たっては、社会の状況や国ます。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式にバル化の進展に伴い、判断の難しい事件が増えているように思い

近時は、価値観の多様化、情報通信技術の飛躍的な発展とグロ

期日前投票期間 10/16(水)~10/26(土) 午前8時30分~午後8時 公示日

20

27_®

昭和三六年九月一二日生

●期日前投票所によって投票時間が異なりますのでご注意ください。 ※ただし、竹富町の投票日は10月26日(土)です。 ※一部の市町村では、投票時間に変更がありますのでご注意ください。

3

9⊕

18⊕